

小方小学校区

阿多田地区
阿多田地区以外

平成28年7月14日指定
平成28年10月6日指定

土砂災害警戒区域等を 指定しました

問い合わせ

広島県土木建築局土砂法指定推進担当 ☎082751333945

広島県西部建設事務所廿日市支所 事業調整・土砂法指定推進班 ☎0829321144

大竹市役所 土木課 ☎2164・総務課 ☎2119

県では、土砂災害防止法に基づき、小方小学校区の土砂災害警戒区域等を指定しました。

この区域指定は、土砂災害から人命を守るために、土砂災害の発生するおそれがある区域を明らかにするものです。指定の状況を確認し、避難行動などを再確認しましょう。また、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限も実施されます。

指定区域は、県ホームページで確認できます。（土砂災害ポータルひろしまで検索）
※ 市内全域の確認ができません。



土砂法指定後の 支援措置

市では、土砂災害特別警戒区域（以下、「特別警戒区域」）に指定された土地や、特別警戒区域内にある建築物の改修に対し、次の支援を行っています。

建築物土砂災害対策改修補助

都市計画課 ☎2168
特別警戒区域内にある建築物のうち、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しないものに対し、改修に必要な費用の一部を補助します。

固定資産税の減額措置

市民税務課 ☎2129
特別警戒区域に指定された土地は、一定の要件を満たした場合、次の評価替え年度（次回は平成30年度）から、指定面積の割合に応じて評価額を減価し、固定資産税が減額されます。



店舗駐車場を一時避難場所に

NPO法人コメリ災害対策センターと 協定を締結しました

問い合わせ 総務課 ☎2119

9月21日、市は、NPO法人コメリ災害対策センターと、災害時の避難場所などに関する協定を締結しました。

この協定は、平成28年9月にオープンしたコメリパワー大竹店の駐車場を、災害時の一時的な避難場所や救援物資の集積場所などに、利用できるというものです。

同法人とは、3月に災害時に日用品や資機材の供給に関する協定も締結しており、物資と避難場所などの両面での支援が期待できます。

大規模災害が発生した場合、市の備えだけでは十分な対応ができません。今後も民間事業者とのさまざまな応援協定の締結を進めていくことにしていますが、同時に、市民の皆さん一人一人の備えをお願いします。



調印式で入山市長（右）と握手を交わすNPO法人コメリ災害対策センターの理事長（左）。